

JA ふかやでのインボイス制度導入に伴う出荷等の変更点について

JA ふかや

1. 青果物・花き（市場等）【委託販売いただいている青果物等（個選含む）】

今までと変更ありません。

※卸売市場を通しての販売ですので、卸売市場特例が適用されるため。

ただし、卸売市場を通さない販売や契約出荷の中には、特例対象外（農協特例・卸売市場特例）になるものもあります。

2. 直売所

今までどおりの出荷が可能です。

※ただし、お客様への周知・対応としてバーコードシールによりインボイス登録生産者（☆印）と登録外生産者の区別をしております。

3. インショップ

農協を通してスーパーに直接販売をされている生産者につきましては、「課税事業者」か「免税事業者」かによって精算方法が異なります。

※「課税事業者」については、適格請求書発行事業者となり、登録番号を取得された方について変更はございません。登録番号を取得されていない方については、インボイス制度開始後の精算について、消費税相当額を控除させていただきます。

4. 米 麦

出荷契約米【共同計算によるもの（主食用米・飼料用米・くず米等）】

農協特例が適用されるため変更はありません。

※特別栽培米・契約栽培米等については、買取となるため、農協特例対象外となりますので、販売代金精算時に適格請求書発行事業者以外の方からは消費税相当分（注1）を控除させていただきます。こちらについては、取組者の皆様へご案内し、書面により確認いただきます。

（注1） 消費税相当分控除については、課税仕入れに係る経過措置に応じて、段階的な控除を行います。

麦 【共同計算によるもの（小麦・大麦・くず麦等）】

農協特例が適用されるため変更はありません。

5. 生乳(委託・共計)

今までと変更ありません。

6. 家畜市場出荷（渋川市場）

課税事業者・免税事業者⇒今までと変更ありません。

※課税事業者（**適格請求書発行事業者**）の出品牛には「○」印が表示されます。